

医 発 第 5 7 3 号
昭和 59 年 6 月 19 日
医 政 発 0127 第 3 号
令和 5 年 1 月 27 日
医 政 発 0401 第 20 号
令和 6 年 4 月 1 日
医 政 発 0331 第 102 号
令和 7 年 3 月 31 日
最終改正 医 政 発 0331 第 41 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生省医務局長

厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する
法人税の非課税措置の取扱いについて（通知）

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）については、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 31 条に規定する公的医療機関の開設者とされているところであるが、今般、法人税法の一部を改正する法律（昭和 59 年法律第 4 号、別添 1）、法人税法施行令の一部を改正する政令（昭和 59 年政令第 56 号、別添 2）及び法人税法施行規則の一部を改正する省令（昭和 59 年大蔵省令第 8 号、別添 3）が公布され（昭和 59 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）、厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しない取扱いがとられることとなった。

この措置の内容及び税務当局における運用方針並びにこれに関連して都道府県において扱うこととなる事務の処理については、下記のとおりであるので、これら事項に御留意の上、遺憾のないようよろしくお取り計らい願いたい。

なお、今般の非課税措置を機に、厚生連が公的医療機関の開設者として適切な医療施設の運営を行うよう一層の御指導をお願いしたい。

記

1 法人税の非課税措置等の概要

(1) 法人税の非課税措置の対象となる厚生連

法人税の非課税措置の対象となるのは、公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会であって、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第 2 の農業協同組合連合会の項に規定する政令で定める要件を満たすものとして財務大臣の指定を受け、同法第 2 条第 6 号に規定する公益法人等に該当するとされたものに限られるものであること。

(2) 法人税の非課税措置の対象となる医療保健業

(1) の厚生連であって、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 5 条第 1 項第 29 号ワに規定する財務省令で定める要件を備えるものが行う医療保健業について、法人税法第 2 条第 13 号に規定する収益事業に該当しないものとして非課税扱いがとられるものであること。

なお、この要件に関しては、法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき、5 年ごとに財務大臣の承認を要するものとされていること。

(3) 事業税の非課税措置

厚生連の行う医療保健業については、一定の要件の下に非課税扱いがとられるものであること。

2 公益法人等に該当する旨の財務大臣の指定に係る要件及び手続（法人税法別表第 2、法人税法施行令第 2 条及び法人税法施行規則第 2 条関係）

1 の (1) の財務大臣の指定の要件は、当該農業協同組合連合会の定款に次に示す趣旨の定めがあることとされていること。

ア 事業は、医療事業（これに附帯する事業を含む。）、又はその事業及び老人福祉事業（これらに附帯する事業を含む。）に限る。

イ 出資に係る剰余金の配当を行わない。

ウ 解散したときは、その残余財産が国若しくは地方公共団体又は他の厚生連に帰属する。

なお、この指定に関しては、別途農林水産省より通知されるものであること。

（別添 4）

3 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件及び財務大臣の承認に係る手続（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号ワ及び法人税法施行規則第 5 条の 2 関係）

(1) 医療保健業が収益事業に該当しないことに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するものであることについて、財務大臣の承認を受けた日から 5 年を経過していない厚生連が行う医療保健業は、収益事業に該当しないものであること。

ア 当該厚生連が自費患者から受ける診療報酬の額が次に掲げる当該診療報酬の額の区分に応じそれぞれ次に定める額であり、かつ、その行う診療の程度が健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 72 条（保険医又は保険薬剤師の責務）に規定する診療の程度以上であること。

（ア）（イ）に掲げるもの以外のもの 健康保険法基準額（健康保険法第 76 条第 2 項（療養の給付に関する費用）の規定により算定される額、同法第 85 条第 2 項（入院時食事療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額及び同法第 85 条の 2 第 2 項（入院時生活療養費）に規定する基準により算定された同項の費用の額をいう。以下同じ。）その他これに準ずる額以下の額

※ この要件のうち「その他これに準ずる額」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- ① 公害健康被害者に係る診療報酬及び労災患者に係る診療報酬にあつては、法令等の規定に基づいて算定される額
- ② 自動車事故被害者に係る診療報酬にあつては、地域における標準的な料金であつて、当該診療の特性にかんがみ適正、妥当と認められる額
- ③ 分娩料等健康保険法の規定に類似のものが定められていないものにあつては、地域における標準的な料金を超えない額

（イ） 訪日外国人患者（医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 30 条の 35 の 3 第 1 項第 2 号ニ（社会医療法人の認定要件）に規定する特定外国人患者をいう。以下同じ。）から受ける診療報酬の額（健康保険法基準額の算定の対象となる給付に係るものに限る。） 健康保険法基準額に 3 を乗じて得た額以下の額であつて地域における標準的な料金を超えないもの

※ この要件の詳細及び手続に関する事務については「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）に基づき対応すること。なお、医療を目的として来日する外国人渡航者を積極的に受け入れることにより、地域で必要な医療の提供に支障を来さないよう、注意すること。

イ 当該厚生連が法人税法施行規則第 6 条第 4 号イからハまでに規定する施設（同号ハに規定する再教育を行う施設を含む。）のうちいずれかの施設又はこれらの施設以外の施設で公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足る施設を有するものであること。

なお、この要件のうち「公益の増進に著しく寄与する事業を行うに足る施設」とは、次に掲げるものをいうものであること。

- (ア) 山村振興法第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条第1項に規定する過疎地域に所在する病院又は診療所
- (イ) へき地における住民の医療を確保するための医療保健施設
- (ウ) (ア)及び(イ)のほか、特に公益の増進に著しく寄与すると認められる医療保健施設

ウ 当該厚生連につき、医療に関する法令に違反する事実その他公益に反する事実がないこと。

なお、この要件については、医療法、麻薬取締法、医師法等の違反の事実が確認されていないことその他、健康保険法等医療保険関係法令違反の事実が確認されていないこと、及び医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院若しくは診療所の開設等が行われた事実が確認されていないこととすること。

エ 当該厚生連の行う事業につき、厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める次の基準のいずれにも該当すること。

- (ア) 次に掲げる収入金額の合計額が、医療保健業務に係る収入金額(⑦に掲げる収入金額を含むものとし、経常的なものに限る。以下同じ。)の100分の80を超えること。
 - ① 社会保険診療(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第26条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が医療保健業務に係る収入金額のおおむね100分の10以下の場合に限る。)を含む。)
 - ② 健康増進事業(健康増進法(平成14年法律第103号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業であって、健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)
 - ③ 予防接種法(昭和23年法律第68号)第2条第6項に規定する定期的予防接種等及び医療法施行規則第30条の35の3第1項第2号ロ(3)の規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成29年厚生労働省告示第314号)に定める予防接種に係る収入金額
 - ④ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩(べん)に係る助産に係る収入金額が50万円を超える

ときは、50 万円を限度とする。)

- ⑤ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付に係る収入金額（租税特別措置法第 26 条第 2 項第 4 号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。）
- ⑥ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 17 条第 1 項の規定により農業協同組合連合会が会員から徴収する賦課金に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの
- ⑦ 国又は地方公共団体が直接又は間接に交付する補助金その他相当の反対給付を伴わない給付金（固定資産の取得に充てるためのものを除く。）に係る収入金額及び国又は地方公共団体の委託又は再委託を受けて行う事業に係る収入金額のうち、医療保健業務に係るもの

※ 1 「医療保健業務」は病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームの業務並びにこれらに附帯する業務（医業その他これに類する業務及び介護サービスに係る業務（⑤の保険給付に係る業務をいう。）に限る。）であり、「社会医療法人、特定医療法人及び認定医療法人の認定又は承認要件における医療保健業務について」（令和 7 年 3 月 31 日医政発 0331 第 90 号厚生労働省医政局長通知）を適宜参照すること

※ 2 健康増進事業に係る収入金額は、次に掲げる健康診査等に係る収入金額の合計額とする。

- a 健康保険法第 150 条第 1 項の規定により保険者が行う健康診査
- b 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）第 111 条第 1 項の規定により全国健康保険協会が行う健康診査
- c 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 82 条の規定により保険者が行う健康診査
- d 国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）第 98 条の規定により国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う健康診査
- e 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 112 条の規定により地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う健康診査
- f 私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）第 26 条の規定により日本私立学校振興・共済事業団が行う健康診査
- g 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 5 条の規定により学校において実施される健康診断又は同法第 11 条の規定により市町村の教育委員会が行う健康診断

- h 母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 12 条又は第 13 条の規定により市町村が行う健康診査
 - i 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条の規定により事業者が行う健康診断若しくは労働者が受ける健康診断又は同法第 66 条の 2 の規定により労働者が自ら受ける健康診断
 - j 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条又は第 26 条の規定により保険者が行う特定健康診査及び第 125 条の規定により後期高齢者医療広域連合が行う健康診査
- (イ) 厚生連が、健康保険法第 63 条第 2 項第 5 号に規定する選定療養に関し、特別の療養環境の提供をするときは、次のいずれにも該当すること。
- ① 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床数が療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める提示事項等（平成 18 年厚生労働省告示第 107 号）第 3 第 2 号(2)に規定する基準に適合していること。
 - ② 各医療施設ごとの特別の療養環境に係る病床の病室差額料の平均額が 1 万円以下であること。

(2) 財務大臣の承認に係る手続

財務大臣の承認は 5 年ごとに要するものとされているが、この承認申請に当たっては、アに掲げる事項を記載した申請書に、イに掲げる書類を添付して財務大臣に提出するものとされていること。

ア 申請書の記載事項

- (ア) 当該厚生連の名称及び主たる事務所の所在地
- (イ) 設置する病院又は診療所の名称及び所在地
- (ウ) 老人福祉事業を行う場合には設置する老人福祉施設の名称及び所在地
- (エ) 理事の氏名及び住所
- (オ) 現に行っている事業の概要
- (カ) その他参考となるべき事項

イ 添付書類

- (ア) 定款の写し
- (イ) (1)のアに掲げる事項に該当することを説明する書類（診療報酬規程を添付すること。）
- (ウ) (1)のイ及びウに掲げる事項に該当することを説明する書類（(1)のイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことを証する都道府県知事の証明書を添付すること。）
- (エ) (1)のエに掲げる事項に該当することを説明する書類

(オ) 申請書を提出する日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書、貸借対照表、剰余金又は損失の処分表及び事業報告書

(カ) その他参考となるべき書類

(3) 都道府県の事務

(1) のア(イ)に定める訪日外国人患者から受ける診療報酬の額が健康保険法算定額に3を乗じて得た額以下の額であって地域における標準的な料金を超えないものであること並びにイに定める施設を有すること及び医療に関する法令等に違反する事実がないことについては、財務大臣に対する承認申請に際し、都道府県知事の証明書を添付することが必要とされるので、貴職におかれては、厚生連の申請に基づき所要事項を審査の上証明を与えられたく、よろしく御了承ありたいこと。

なお、この証明を含め、3の要件及び手続に関する事務については、貴都道府県衛生主管部局で担当願いたいこと。

また、(1)のウに掲げる事項については、以下のとおり取り扱うこと。

(ア) 証明は、民生主管部局（健康保険及び国民健康保険主管課）に協議した上で行うこと。

(イ) 都道府県知事の証明した事項が事実と反していたこと又は都道府県知事の証明事項に反する事実が証明後に発生したことが認められた場合には、都道府県知事はその事情を厚生労働大臣に報告すること。

(ウ) (イ)の報告の範囲は、次のような医療に関する法令について重大な違反事実があった場合について行うこと。

① 医療に関する法律に基づき厚生連又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合

② 厚生連の開設する医療機関に対する医療監視の結果重大な不適合事項があり知事から改善勧告が行われたが是正されない場合

③ その他①及び②に相当する医療に関する法令についての重大な違反事実があった場合

④ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院又は診療所の開設等が行われた場合

4 その他

昭和59年度においては、2の財務大臣の指定及び3の財務大臣の承認の手続を合せて行うことが予定されているので、よろしくお含みおき願いたいこと。